

84	建設局	都道のバリアフリー化
事業概要	高齢者や障害者など、誰もが安全で円滑に移動できる環境を確保するため、歩道の段差解消や勾配改善、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路のバリアフリー化に取り組んでいる。 都道においては、東京都道路バリアフリー推進計画に基づく路線と、令和元年7月に追加指定された特定道路において、道路のバリアフリー化を進めている。また、令和4年5月に策定した「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針」にて「優先的に整備を検討する橋梁」に6橋を選定した。 さらに、道路のバリアフリー化を東京2020大会のレガシーとして次世代に引き継ぐため、主要な駅と公共施設、福祉施設などを結ぶ特定道路において、国や区市等と連携した面的なバリアフリー化を推進している。	
これまでの経過	平成27年度 特定道路※1及び想定特定道路※2の整備完了（都道327km） ※1：生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したもの ※2：将来、特定道路に指定されることが想定される道路 平成28年3月 「東京都道路バリアフリー推進計画」策定（都道180km） 平成29年度 競技会場周辺等の区市道のバリアフリー化を対象とした補助制度創設 令和元年7月 国が特定道路として都道約150kmを追加指定 令和2年度 特定道路に指定された区市町村道を対象とした補助制度創設 令和4年5月 「都道における既設道路橋のバリアフリー化に関する整備方針」策定 令和7年3月 「第2次東京都道路バリアフリー推進計画」策定（都道90km）	
現在の進行状況	○令和6年度事業 （1）「東京都道路バリアフリー推進計画」等に基づく整備 ・特定都道 池袋谷原線 要町通り（豊島区要町2丁目～練馬区小竹町2丁目） 他9箇所 計 約7.5km （2）区市町村道の特定道路における区市等へのバリアフリー化補助 2区	
今後の見通し	・「第2次東京都道路バリアフリー推進計画」に基づき、駅がない地域においても生活関連施設を結ぶ道路を優先整備路線に設定し、令和16年度までに約90kmの整備を進めていく。 ・既設道路橋バリアフリー化の「優先的に整備を検討する橋梁」について、検討調整が整い次第、地元自治体等と連携して、順次整備を進めていく。 ・道路の面的なバリアフリー化を推進するため、都道における特定道路のバリアフリー化を進めるとともに、補助制度を活用し、区市道等の特定道路の整備を促進する。	
問合せ先	建設局 道路管理部 安全施設課	電話 03-5320-5302